

関西学院周辺景観地区パンフレット 正誤表

3 頁 ※ 2 (7)

(誤) 携帯電話基地局

(正) 携帯電話基地局 その他これに類するもの

3 頁 ※ 3 (7)

(誤) 木竹の植栽 (延べ面積 10 m²以上の建築物の...)

(正) 木竹の植栽 (延べ面積 が 10 m²を超える建築物の...)

3 頁 ※ 4 (2)

(誤) 建築面積が 2,000 m²を超える建築物の新築、...

(正) 建築面積が 2,000 m²を超える建築物 (駅舎を除く。(3)も同様。)の新築、...

3 頁 ※ 4 (1 0)

(誤) 水平投影面積が 200 m²を超える駅舎等の新設、改築、移転、...

(正) 水平投影面積が 200 m²を超える駅舎等の新設、増築、改築、移転、...

3 頁 ※ 5 (1)

(誤) 高さが 10m を超える又は建築面積が 500 m² を超える建築物の新築...

(正) 高さが 10m を超える又は建築面積が 500 m² を超える建築物 (駅舎を除く。(2)も同様。)の新築...

3 頁 ※ 5 (3)

(誤) 高さが 5 m を超え、かつ地上から当該工作物の高さが 10m を超える工作物の新築...

(正) 高さが 5 m を超え、かつ地上から当該工作物の高さが 10m を超える 要認定工作物の新築...

4 頁 上部表〔建築物・工作物の新築(新設)、増築、改築又は移転〕

(誤)

鉛直投影立面 積求積図	1/200 程度	最大鉛直投影率面積の求積図及び算定式	●	
----------------	----------	--------------------	---	--

(正)

鉛直投影立面 積求積図	1/200 程度	最大鉛直投影 <u>立</u> 面積の求積図及び算定式	●	
----------------	----------	-----------------------------	---	--

5 頁 最下表〔屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積〕

(誤)

平面図	1/500 程度	方位及び行為に係る土地の境界、配水施設、たい積 をする土地の部分及び擁壁等土留め構造物
-----	----------	--

(正)

平面図	1/500 程度	方位及び行為に係る土地の境界、 <u>排水</u> 施設、たい積をする土地の部分及び擁壁等土留め構造物
-----	----------	---

8頁 表

(誤)

項目	ゾーン・制限事項									
	A			B			C-1		D	
建築物の 高さの限度	15m (p6,7 区域図に示す 一部エリアは 10m)			20m (p6,7 区域図に示す 一部エリアは 15m)			15m		12m	

	※1：J-1～4 に...建築設備を含み、 <u>装飾</u> 、防火壁の屋上路...									

(正)

項目	ゾーン・制限事項									
	A			B			C-1		D	
建築物の 高さの限度	15m (p6,7 区域図に示す 一部エリアは 10m)			20m (<u>学校以外の用途及</u> <u>び</u> p6,7 区域図に示 す一部エリアは 15 m)			15m		12m	

	※1：J-1～4 に...建築設備を含み、 <u>棟飾</u> 、防火壁の屋上路...									

15頁 上部表

(誤)

項目	ゾーン・制限事項	
	C-2,E,F,G,H,I	J-1,J-2,J-3,J-4
携帯電話基地局	屋上、屋根、塔屋に携帯電話基地局及びこれに類するものを設置する場合、道路、公園等の公共用空地から容易に望見できない位置に設けること。(当該建築物の最高部の高さを超えず、かつ建築物の壁面と一体的に配置されるもの、またはアンテナ構造物が目立ちにくく景観形成上支障のないものを除く)	屋上には携帯電話基地局及びこれに類するものを設けないこと。

(正)

項目	ゾーン・制限事項	
	C-2,E,F,G,H,I	J-1,J-2,J-3,J-4
携帯電話基地局 <u>その他これに類するもの</u>	<u>建築物等の</u> 屋上、屋根、塔屋等に携帯電話基地局及びこれに類するものを設置する場合、道路、公園等の公共用空地から容易に望見できない位置に設けること。(当該建築物等の最高部の高さを超えず、かつ建築物等の壁面と一体的に配置されるもの、またはアンテナ構造物が目立ちにくく景観形成上支障のないものを除く)	<u>建築物等の</u> 屋上、 <u>屋根、塔屋等</u> には携帯電話基地局及びこれに類するものを設けないこと。

15 頁 下部表

(誤)

道路境界側に設置する垣、さく等	...
-----------------	-----

(正)

道路境界側に設置する垣、さく等 <u>(建築物に附属するもの)</u>	...
--	-----

18 頁 上部表

(誤)

項目	ゾーン・制限事項
携帯電話基地局	屋上、屋根、塔屋に携帯電話基地局及びこれに類するものを設置する場合、道路、公園等の公共用空地から容易に望見できない位置に設けること。(当該建築物の最高部の高さを超えず、かつ建築物の壁面と一体的に配置されるもの、またはアンテナ構造物が目立ちにくく景観形成上支障のないものを除く)
太陽光パネル	...
道路境界側に設置する垣、さく等	...

(正)

項目	ゾーン・制限事項
携帯電話基地局 <u>その他これに類するもの</u>	<u>建築物等</u> の屋上、屋根、塔屋等に携帯電話基地局及びこれに類するものを設置する場合、道路、公園等の公共用空地から容易に望見できない位置に設けること。(当該建築物等の最高部の高さを超えず、かつ建築物等の壁面と一体的に配置されるもの、またはアンテナ構造物が目立ちにくく景観形成上支障のないものを除く)
太陽光パネル	...
道路境界側に設置する 垣、さく等 <u>(建築物に附属するもの)</u>	...

19 頁 下部表 注釈

(誤) 工作物の高さの制限は...電気通信設備 (携帯電話基地局を含む) を収容する...

(正) 工作物の高さの制限は...電気通信設備 (携帯電話基地局及びこれに類するものを含む) を収容する...

20 頁 表

(誤)

木竹の伐採	G,H 以外	G,H
	次の...やむを得ず伐採する場合は復元又は移植 <u>すること</u> 。 ...	

(正)

木竹の伐採	G,H 以外	G,H
	次の...やむを得ず伐採する場合は復元又は移植に <u>努める</u> こと。 ...	

21 頁 表

(誤)

項目	ゾーン・制限事項	
木竹の植栽 (敷地内の緑地率、 緑化に関する事項)	G,H 以外	G,H
●延べ面積 <u>10 m²</u>	1. <u>大規模建築物*1、一般建築物共通*2</u> 敷地の緑地率... 2. ... 3. ...	1. ... 2. ...

以上の建築物の新築、改築、移転、増築、宅地の造成を行う場合は右の基準を満たす必要があります。	4. ... 5. ...	
--	------------------	--

(正)

項目	ゾーン・制限事項	
	G,H 以外	G,H
木竹の植栽 (敷地内の緑地率、緑化に関する事項) ● <u>延べ面積が 10 m² を超える</u> 建築物の新築、改築、移転、増築、宅地の造成を行う場合は右の基準を満たす必要があります。	1. 大規模建築物※ ¹ 、一般建築物※ ² 、 <u>宅地の造成 共通 (4.及び5.も同様)</u> 敷地の緑地率... 2. ... 3. ... 4. ... 5. ...	1. ... 2. ...

22 頁 最下図

(誤) 歩道上空地

(正) 歩道状空地

23 頁 最上図

(誤) 御影石積み

(正) 錆御影石積み

23 頁 4. 間口緑視率に計上できない部分 4 行目

(誤) ・道路面からの高さが 10m を超える部分の錆御影石の部分

(正) ・道路面からの高さが 10m を超える部分の錆御影石の部分等